

日光市工場等立地奨励金



1 交付要件

- (1) 市内に工場・倉庫・研究所を新設または増築し、操業を開始すること
- (2) 新設する工場等の敷地面積または建築面積が一定以上であること
【新規立地の場合】敷地面積 3,000 m²以上または、建築面積が 2,000 m²以上
【既存敷地への増築】増加する建築面積が 2,000 m²以上
- (3) 操業開始から 1 年以内に、従業員の総数が常時 10 人以上となること
- (4) 工場等を新設する前に市長から実施計画の認定を受けていること

2 対象業種

製造業（廃棄物処理業を除く）
運輸業（道路貨物運送業、倉庫業及びこん包業）
卸売業及び小売業（配送の拠点となる施設）
情報通信業（情報サービス業及びインターネット付随サービス業）
農業（植物工場）

3 交付額

取得した土地・家屋・償却資産の固定資産税相当額
※最大 5 年間、上限額 1 億円（固定資産税の課税免除を受けている場合、その分を上限から減額）

4 手続きの流れ

実施計画認定申請 ※工場等新設工事（増設工事）着手の 90 日前まで → 市長の認定
→ 新設工事（増設工事） → 固定資産税納税通知 ※工場等新設（増設）完了の翌年 5 月ごろ
→ 工場等立地奨励金交付申請 → 交付決定 → 固定資産税完納 → 請求 → 奨励金交付

※ 囲み文字部分が申請者の行為。

※ 初年度を含め最大 5 年間交付申請可能、毎年度固定資産税納税通知後に手続きが必要

5 認定申請に必要な書類

工場等新設の着工の 90 日前までに申請してください（認定後変更が生じた場合は変更認定申請をしてください）。

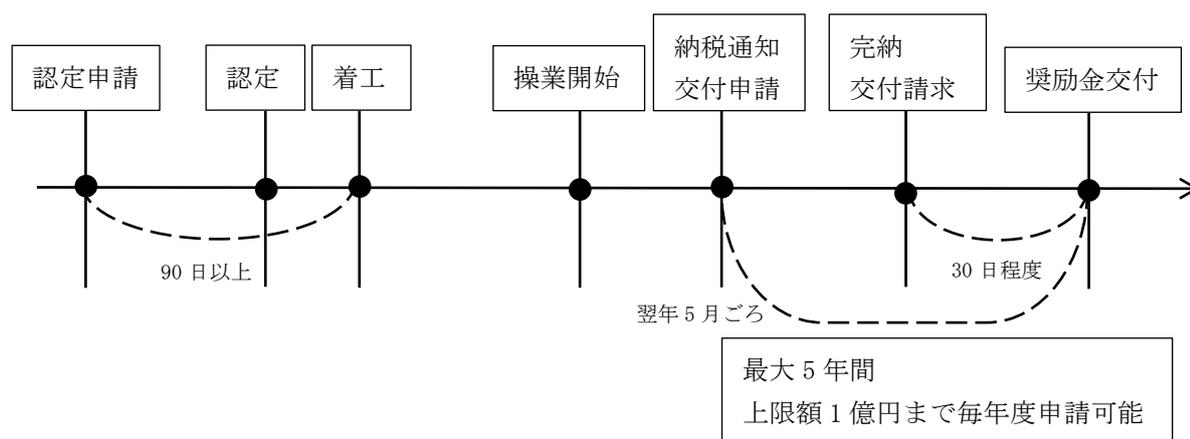
- 1) 日光市工場等立地実施計画認定申請書（様式第 1 号）
- 2) 会社概要（別記 1）
- 3) 工場等の新設の概要（別記 2）
- 4) 工場等の新設の実施計画書
- 5) 工場等の新設をする土地の登記事項証明書
- 6) 商業登記事項証明書
- 7) 定款

6 交付申請に必要な書類

工場等新設工事完了の翌年 5 月ごろに土地・建物・償却資産の固定資産税納税通知が届きます。通知が届きましたら申請してください。

- 1) 日光市工場等立地奨励金交付申請書（様式第 9 号）
- 2) 会社概要（別記 1）
- 3) 奨励金の交付申請に係る工場等の概要（別記 2）
- 4) 奨励金の交付申請額の算出根拠等（別記 3）
- 5) 位置図及び配置図
- 6) 土地家屋償却資産課税（補充）台帳（名寄帳）証明書
- 7) 償却資産明細書（台帳・写真等）
- 8) 納税証明書
- 9) 公共料金の完納を証する書類
- 10) 過去 1 年間の経営状況を証する書類

7 事業スキームのイメージ



※ご不明な点は問合先へご連絡ください。

【問合先】

日光市 観光経済部
商工課 工業係
TEL : 0288-21-5136
FAX : 0288-21-5121
Mail : shoko@city.nikko.lg.jp